

図書館要覧

平成 29 年度

古賀市立図書館

Koga City Public Library

目 次

1. 古賀市の概要	1
2. 施設の概要	2
3. 古賀市立図書館の沿革	3
4. 図書館の活動目標	7
5. 資料収集方針	8
6. 図書館の組織 予算・決算	9
7. 蔵書構成	10
8. 図書館の利用案内	11
9. 図書館の利用状況	12
10. 雑誌・新聞タイトル一覧	15
11. 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画	16
12. 読書活動事業	19
13. 地域文庫紹介	26
14. 条例・施行規則	28

1. 古賀市の概要

古賀市は福岡県の北西に位置し、東に犬鳴の山々、西に玄界灘を望みその海岸線は美しい白砂青松の海岸を擁し、42.07km²の面積を有しています。緑深き山々を水源として流れ出す大根川と青柳川は東部に広がる田園を潤して玄界灘へ注ぎ、犬鳴山系の最高峰「西山」は標高645m、宮若市との境にあり素晴らしい眺めを楽しめ、山と川、海に育まれた豊かな自然環境にあります。

平成25年3月には、谷山北地区遺跡群の発掘調査で、古墳時代の金銅装の馬具一式や武具・農具が出土しました。これらが発掘された「船原古墳」は、専門家からも「非常に貴重で重要な発見」と注目されており、平成28年10月に国の史跡に指定されました。

また、奈良・平安の時代には都から大宰府へ通じる官道が通り、近世では唐津街道、現在は九州自動車道、JR鹿児島本線、国道3号、495号線が走り、古賀市は今も昔の交通の要衝となってきました。

そして、この交通の利便性ととともに、福岡市、北九州市両政令指定都市の中間地という地理的条件に恵まれている古賀市には多くの企業が進出し、製造品出荷額も県内9位で、県下有数の工業力を有しています。

人口も平成6年には5万人を超え、平成9年には市制を施行し古賀市が誕生、現在では、人口も6万人に迫り、福岡都市圏の中核都市として、その役割を担っています。

この恵まれた環境のもと、「つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」をまちづくりの将来像にかかげ、さまざまな施策を展開してきましたが、古賀市の特徴である交通の利便性や豊かな自然、誇れる歴史遺産、県下有数の工業力などを生かし、さらに「住んで良し」、「子育てして良し」、「働いて良し」の『選ばれるまち』をめざしたまちづくりに取り組んでいます。

ひとのデータ()は前年比

人口……58,540人 (+238)

男性……28,027人 (+111)

女性……30,513人 (+127)

世帯数……24,517世帯(+342)

データ 2017年3月31日現在

市木
クロガネモチ



市木(クロガネモチ)
版画：二川秀臣

市花
コスモス



市花(コスモス)
版画：二川秀臣

古賀市



2. 施設の概要

(平成29年6月現在)

(1) 所在地

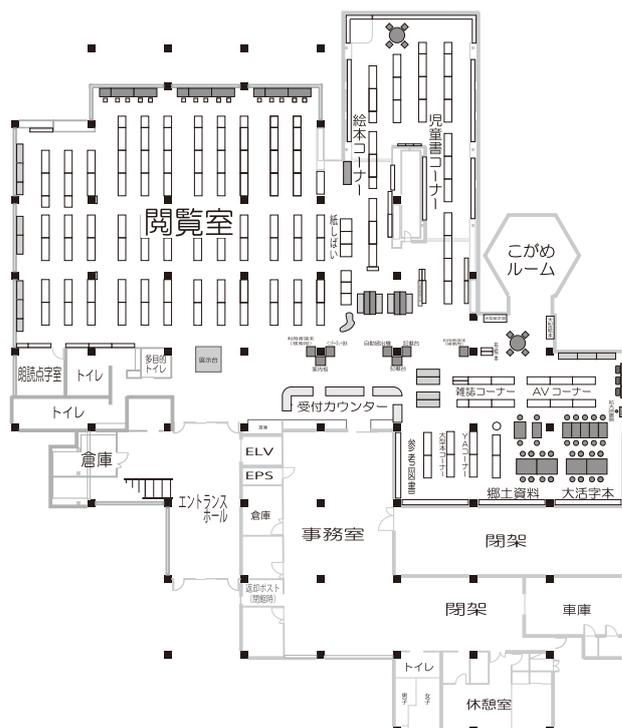
〒811-3103 古賀市中央二丁目13番1号
TEL 092-942-2561 FAX 092-944-0918

(2) 施設の概要

敷地面積 5,658.75㎡
構造 鉄筋コンクリート造地上2階
併設 古賀市立歴史資料館2階
建築面積 2,063.28㎡
延床面積 3,607.744㎡
(図書館部分1階 1,862.287㎡)
着工 平成5年9月14日
竣工 平成6年8月31日
増築 平成16年8月31日(こがめルーム 36㎡)
増床 平成28年1月15日(150㎡)

「古賀市生涯学習センター(通称：リーパスプラザこが)市立図書館」へ
名称変更(平成28年8月1日)

(3) 施設の図面



1F 図書館

- * 閲覧室
- * こがめルーム
- * 児童コーナー
- * 絵本コーナー
- * AVコーナー
- * 朗読点字室

3. 古賀市立図書館の沿革

年号	年	月	事	跡		
大正	12		席内尋常小学校の敷地内に席内村立図書館創立（薄図書館）			
昭和	8		文部省より村立図書館表彰			
	20		村立図書館が建物の老朽化により廃館			
	22	5	学校教育法施行規則により市内各小中学校に学校図書館を設置し活発な活動が始まる			
	36	5	古賀東小学校「西日本母と子の読書会」誕生			
	37	3	町内小学校4校「古賀町母と子の20分間読書」結成			
	44	8	第1回「古賀町母と子の読書のつどい」開催			
	48	4	「古賀町図書館設置条例」を施行			
			図書館司書を正式配置開始（青柳小学校、小野小学校、町立図書館）			
		9	「古賀町図書館の管理と運営に関する規則」を施行			
		10	古賀町立図書館（蔵書3,757冊）を開館し、館外貸出開始			
			初代館長 中村 隆則 就任			
		53	最初の地域文庫「たけのこ文庫」開設			
	平成			「どようおはなし会」開始		
		54	5	「えほん研究会」開始（平成5年4月終了）		
			10	「かめのこ文庫」開設（平成元年12月閉鎖）		
			55	2	「れんげ草文庫」開設（平成2年4月閉鎖）	
			57	4	第二代館長 渋田 近 就任	
			59	5	「子どもの本をよむ会」開始（平成5年4月終了）	
				7	「花鶴丘3丁目文庫」（現「あすなろ文庫」）開設	
			62	4	第三代館長 村山 競 就任	
			63	4	「ひばり文庫」開設（平成21年7月閉鎖）	
		元	6	「しらさぎ文庫」開設		
			2	3	「コスモス文庫」開設	
			4	8	古賀町複合文化施設建設検討委員会を設置	
			5	4	第四代館長 八尋 七郎 就任	
				9	新図書館着工	
				12	「こじか文庫」開設	
		6	4	新図書館移転業務のため図書館休館 10月まで		
			6	図書館利用者カード事前登録開始		
		8	新図書館竣工			
		10	コンピュータ導入による図書館システムを開始			
			新図書館オープンセレモニー			
		11	古賀町複合文化施設設置条例を施行。施設名を「サンフレアこが」と称し、1階に「古賀町立図書館」、2階に「古賀町立歴史資料館」を設置			
			新図書館を開館し、貸出開始			
			「星の子文庫」開設			
		12	AV資料貸出開始			
	7	4	第五代館長 安武 敏夫 就任			



薄 恕一（1866～1956）
席内村に図書館を設置寄贈して
“古賀市立図書館の礎”を築いた

年号	年	月	事 跡
	7	12	日曜日半日開館から一日開館へ
	8	1	蔵書10万冊を超える
		3	県立図書館とネットワーク (FLネット) を結ぶ
		4	第六代館長 村山 間 就任
		10	読書講座開講 (年5回)
		11	第1回図書館まつり開催
		12	「名画会」開始
	9	3	蔵書冊数123,096冊となる (雑誌・AV含む)
		7	「子ども映画会」開始
		8	貸出冊数10冊 開始
		10	市制施行により古賀市立図書館となる
	10	3	蔵書冊数136,071冊となる (雑誌・AV含む)
	11	3	蔵書冊数146,657冊となる (雑誌・AV含む)
		4	図書館コンピュータ機器更新 粕屋地区公共図書館等 配本車事業開始 (相互貸借)
		5	読書講座開講 (11年度より年10回)
	12	3	蔵書冊数164,952冊となる (雑誌・AV含む)
		11	HP開設
	13	3	蔵書冊数170,055冊となる (雑誌・AV含む)
		10	どようおはなし会 500回となる
	14	3	蔵書冊数183,702冊となる (雑誌・AV含む)
		8	福岡都市圏公共図書館等広域利用開始
	15	3	蔵書冊数192,723冊となる (雑誌・AV含む)
		4	図書館資料データ変更 (OPLデータをTRCデータに)
		8	ブックスタート事業開始 (健康づくり課、こども政策課、市立図書館との合同事業)
	16	2	福岡県図書館情報システム (ILL) 参加
		3	図書館コンピュータ機器更新。蔵書冊数204,603冊 (雑誌・AV含む)
		4	第七代館長 小西 欣也 就任 古賀市親子読書会「子どもの読書活動 優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
		5	インターネット端末 (2台) 提供開始 Webでの蔵書検索可能
		9	市民の寄付による「こがめルーム」増設 (36㎡)
	17	3	盗難防止用ゲート設置、蔵書冊数207,448冊 (雑誌・AV含む)
		4	青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」開始
		9	「おはなしのへや」撤去工事
	18	3	蔵書冊数213,921冊 (雑誌・AV含む)
		4	「古賀市子ども読書活動推進計画」策定 古賀市親子読書会「子どもの読書活動 優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰 データベース情報提供開始 (聞蔵Ⅱ、ジャパンナレッジ)



旧町立図書館

年号	年	月	事	跡
	18	5	インターネット端末(2台)提供開始	
		6	「赤ちゃんおはなし会」開始	
		10	青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業・福岡地区読書研修会」開催	
	19	3	蔵書冊数213,301冊(雑誌・AV含む)	
		4	第八代館長 箕原 弘二 就任 図書館利用者カード再発行有料化	
		10	青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業 読書フォーラム」開催	
		11	市制施行10周年記念「第12回図書館まつり」開催	
	20	3	蔵書冊数208,392冊(雑誌・AV含む)	
		4	第九代館長 木戸 一雄 就任	
		10	図書館マスコット「ことちゃん」決定 「小さい子のおはなし会」開始	
	21	3	蔵書冊数212,124冊(雑誌・AV含む)	
		7	古賀市複合文化施設運営協議会設置 布の絵本ボランティア「つくしんぼ」発足	
	22	3	蔵書冊数222,475冊(雑誌・AV含む)	
		4	ICタグ導入開始(新刊)	
		6	ICタグ対応盗難防止用ゲート設置 図書管理システム更新(LiCS-Reへ)	
		7	ICタグ貼付作業開始(所蔵資料22万冊対象 県緊急雇用創出事業) 「24時間テレビ 愛は地球を救う」から拡大読書機、デイジー再生機が寄贈され、朗読点字室に設置	
		10	ICタグ貼付作業終了	
		11	自動貸出機導入	
	23	3	蔵書冊数225,251冊(雑誌・AV含む)	
		4	第十代館長 矢野 博昭 就任	
		10	「赤ちゃんおはなし会」2部制開始	
	24	2	Web予約開始	
		3	蔵書冊数222,683冊(雑誌・AV含む)	
		5	データベース情報提供開始(法情報総合データベース) 名画会200回記念開催(平成8年12月から)	
		7	どようおはなし会1,000回記念開催(昭和53年6月から)	
		9	JR古賀駅に「図書返却ポスト」設置	
		11	レファレンスデスク設置	
	25	1	「赤ちゃんおはなし会」100回記念開催(平成18年6月から)	
		3	蔵書冊数226,171冊(雑誌・AV含む)	
		6	情報提供ラック事業開始	
	26	3	蔵書冊数228,227冊(雑誌・AV含む)	
		4	第十一代館長 梅谷 悦二 就任	
	27	3	蔵書冊数229,252冊(雑誌・AV含む)	
		8	空調・照明改修及び増床工事のため閉館	



図書館マスコット
「ことちゃん」

年号	年	月	事	跡
	27	9	臨時図書館開館	
		12	臨時図書館閉館	
	28	1	空調・照明改修及び増床工事完成(増床150㎡) 図書館マスコット「ことちゃん」の着ぐるみ寄贈 (コスモス文庫 村山美和子氏より) 図書館管理システム更新(LiCS-Re2へ)	 図書館マスコット 着ぐるみ「ことちゃん」
		2	リニューアルオープン	
		3	法情報総合データベース提供終了 蔵書冊数229,499冊(雑誌・AV含む)	
		4	データベース情報提供開始(ルーラル電子図書館) 雑誌スポンサー制度開始 読書ノート事業開始	
		5	セカンドブック事業開始	
		7	古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会設置 「古賀市複合文化施設サンフレアこが 市立図書館」の名称廃止〔古賀市複合文化施設条例廃止〕 古賀市複合文化施設運営協議会の廃止〔古賀市複合文化施設運営協議会設置規則廃止〕	
		8	「古賀市生涯学習センター(通称:リーパスプラザこが)市立図書館」へ 名称変更〔古賀市生涯学習センター条例施行〕 古賀市図書館協議会設置 古賀市中学生読書サポーター養成講座実施	
	29	1	小さい子のおはなし会100回達成(平成20年10月から)	
		2	赤ちゃんおはなし会200回達成(平成18年6月から)	
		3	蔵書冊数232,771冊(雑誌・AV含む)	
		10	「第3次古賀市子ども読書活動推進計画」策定	



絵本「ぐりとぐら」タペストリー
製作:布の絵本 ボランティア「つくしんぼ」

4. 図書館の活動目標

図書館の運営方針

- 市民の「知る自由」を保障し、生涯学習を支援する情報センターとしての図書館
- 地域の情報拠点として市民の暮らしに役立ち、豊かな心を育てる図書館
- 社会の変化や地域の実情に応じ、市民とともに成長し、市民に信頼され支持される図書館

平成29年度の活動目標

- 市民のニーズや地域の課題に対応したレファレンス・サービス(情報提供等)の充実と活用促進
- 郷土・行政資料の収集、利用者への情報提供の更なる充実
- 「第3次古賀市子ども読書活動推進計画」を踏まえたセカンドブックや読書ノートの配布及び中学生読書サポーター養成講座等による読書活動の推進
- 読書講座・読書ボランティア養成講座、図書館まつり等の講座や行事の充実
- 福岡県内各公共図書館等及び国立国会図書館との総合ネットワークの活用
- 学校図書館との連携推進



「知恵の冒険」

作 望月菊麿

5. 資料収集方針

古賀市立図書館資料収集方針

(平成26年3月 古賀市教育委員会告示)
(改正平成28年7月 古賀市教育委員会告示)

(趣旨)

第1条 この方針は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、古賀市立図書館(以下「図書館」という。)における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館は、市民(図書館の利用者を含む。以下同じ。)の基本的な権利の一つである知る自由を社会的に保障する機関の一つであることに鑑み、市民が必要としその知的関心を刺激する多様な資料を図書館の責任において豊富に揃え、提供するよう努めるものとする。

2 図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集するものとする。

3 図書館は、資料の収集に当たっては、市民の要望並びに社会の要請及び地域の実情を踏まえ、組織的かつ系統的に行うものとする。

4 図書館は、収集する資料が持つ思想や主張は読者である一人ひとりの市民の自由な思索と判断に委ねられていることに鑑み、資料の収集を中立かつ公正な立場で行うものとする。

5 図書館は、市民の知的関心に応える証としてこの収集方針を公開し、広く市民の理解と協力を得て、市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するものとする。

6 図書館員は、前各項の規定の趣旨を十分に理解するとともに、この収集方針に則って資料の収集に当たらなければならない。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 行政資料
- (4) 郷土資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 障がい者用資料
- (7) その他前条第2項に規定する資料

(資料収集の留意点)

第4条 資料収集については、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集すること。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしないこと。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しないこと。

(4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしないこと。

2 寄贈図書の入りに当たっても前項各号に掲げる事項に留意するものとする。

(資料の選定方法)

第5条 資料の選定調整を行うため、図書館員で構成する図書館資料選定委員会を設置する。

2 資料の選定調整を行う場合には、あらかじめ前項の図書館資料選定委員会の議決を経るものとする。

3 図書館長は、前項の議決の結果を十分に尊重し、資料の選定に当たるものとする。

(蔵書の更新)

第6条 図書館は、常に新鮮で適切な蔵書構成を維持し、充実させるために資料の更新を行うものとする。

2 開架書架においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 利用の可能性が少なくなった資料、新たな資料によって代替できる資料及び古くなった資料は閉架書庫に移すこと。

(2) 将来の利用や資料価値がない資料は除籍すること。

(3) 頻繁に利用される資料が破損等のために利用に供することができなくなったときは、同一資料の買い替え等の更新を行うこと。

(市民の要望及び意見の尊重)

第7条 市民の蔵書に関する要望及び意見については、広くこれを収集し、蔵書構成の充実に役立てるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この収集方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は、図書館長が定める。

6. 図書館の組織 予算・決算

組 織

(平成29年6月現在)

職員内訳

館 長

職 員…7名(司書6名)

1名(嘱託職員司書1名)

臨時職員…11名

	区 分	事 務 分 掌
1	館 長	図書館全般の統括、渉外
2	係 長	図書館の総合的な管理・運営、図書館業務の総括指導
3	職 員	図書館業務の調整 図書館資料に関すること(選択、収集、組織化、除籍) ・図書 ・雑誌 ・新聞 ・AV資料 ・郷土資料 カウンター業務(貸出、返却、利用者登録、予約、複写、レファレンス業務など) 行事等の立案、企画・運営(読書講座、名画会、講演会、図書館まつりなど) 図書館広報 子ども読書活動推進(おはなし会、ブックスタート、セカンドブック、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会など) 諸団体との連携(学校図書館、親子読書会、地域文庫、読書ボランティア) 見学、職業体験・インターンシップ等の受入 督促 一般事務、予算管理

予算・決算

歳出 10款6項4目 図書館費

経 費		28年度決算額	29年度予算額	摘 要
	図書館費総額(A+B+C)	107,251,777	108,717,000	
A	人件費	75,092,795	76,107,000	職員9人、臨時職員11人
B	資料費(a+b+c)	16,780,399	16,811,000	
	a 図書費	13,499,942	14,002,000	
	b 雑誌・新聞費	1,790,659	1,813,000	
	c 視聴覚資料費	1,489,798	996,000	
C	その他の費用	15,378,583	15,799,000	

※臨時職員11名は、日本図書館協会の公共図書館調査による換算人数

7. 蔵書構成

(平成29年3月31日現在)

図書館の資料点数は次の通りです。

区分	一般書	児童書	図書計	AV資料	総合計	雑誌
資料数	152,325	67,399 (2,308)	219,724	7,023	226,747	169タイトル (6,024冊)

※児童書の()内は紙芝居・パネルシアターの所蔵数

冊子297冊は一般書に含む

AV資料は、ビデオ、DVD、LD、CD、カセットブックを含む

☆ その他の資料

朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、読売新聞、西日本新聞、産経新聞、The Japan Times、週刊読書人、学校図書館速報版、朝日小学生新聞、朝日中高生新聞、夕刊(日本経済、西日本)、高校生新聞

☆ 他、パンフレット類

分類別蔵書数

(平成29年3月末 所蔵数)

種類	分類	蔵書数	種類	分類	蔵書数
一般書	0 総記	4,971	児童書	8 言語	1,049
	1 哲学	5,512		9 文学	21,725
	2 歴史	15,401		E 絵本	27,105
	3 社会科学	20,046		P 紙芝居	2,616
	4 自然科学	10,682		パネルシアター他	
	5 技術	14,068	小計		67,399
	6 産業	5,160	図書合計		219,724
	7 芸術	16,521	AV資料	VT ビデオテープ	607
	8 言語	2,957		CD	3,871
	9 文学	56,710		LD	175
小計		152,028		CB カセットブック	442
冊子		297		DVD	1,928
児童書	0 総記	490	CD-ROM	0	
	1 哲学	430	AV合計		7,023
	2 歴史	1,808	逐次刊行物		
	3 社会科学	2,723	雑誌(タイトル数)		169タイトル
	4 自然科学	4,409	新聞(1年間保存)		12紙
	5 技術	1,558			
	6 産業	1,099			
	7 芸術	2,387			

8. 図書館の利用案内

古賀市民及び市立図書館利用者(以下「利用者」という。)に、図書、新聞、雑誌、AV資料などを提供し、読みたい本のリクエストに応じるため予約サービスを行う。また、利用者からの質問に応じレファレンスサービス等を行う。

1. 開館時間 火曜日～日曜日 午前10時～午後6時
2. 休館日 毎週月曜日
月曜日が祝日の時は開館し、翌平日休館
第4木曜日(図書及び資料等の整理日)
年末年始(12月28日～1月4日)、特別整理期間
3. 貸出要件 古賀市民及び市内に通勤・通学している人、
または福岡都市圏に住んでいる人
4. 貸出冊数 図書は1人10冊まで(雑誌、紙芝居含む)
その他にビデオ又はDVDは1点、CD・カセットブックは各2点以内
5. 貸出期間 図書は15日間
雑誌、AV資料(ビデオ、DVD、CD、カセットブック)は8日間
6. 貸出方法 NEC図書館システムLiCS-Re2による電算処理
7. サービス リクエスト、レファレンス、インターネット検索、コピー
8. 読書活動 おはなし会、読書講座、読書講演会、親子読書推進活動、本の展示、広報等
9. 文庫育成 地域の文庫活動を援助し、相互に子ども読書活動を推進する。
10. 団体貸出 市内の学校、保育所、学童保育所、読書ボランティア、福祉施設などの
団体に1回100冊まで30日間貸出しをする。



9. 図書館の利用状況

(平成 28 年度)

(1) 利用状況

月	開館日数	貸出冊数	一日平均 貸出冊数	利用者人数	入館者人数	登録者人数
4	25	29,900	1,196	7,677	12,173	125
5	24	31,424	1,309	7,949	12,675	125
6	25	31,862	1,274	8,164	13,526	137
7	26	37,202	1,431	9,436	17,031	211
8	25	36,802	1,472	9,679	20,411	291
9	25	36,269	1,451	9,244	16,065	169
10	25	35,928	1,437	9,280	17,686	152
11	25	31,969	1,279	8,507	15,569	106
12	23	29,075	1,264	7,693	12,866	111
1	22	33,866	1,539	8,737	14,678	148
2	22	33,645	1,529	8,616	15,118	159
3	21	28,588	1,361	7,387	13,103	129
合 計	288	396,530	—	102,369	180,901	1,863
平均(月)		33,044.2	—	8,530.8	15,075.1	155.3
平均(日)		1,376.8	—	355.4	628.1	6.5

(2) 貸出状況

月	開館日数	貸 出 数				合 計
		一般書 (冊子含む)	児童書	雑 誌	A V	
4	25	16,864	9,510	1,612	1,914	29,900
5	24	17,670	10,132	1,683	1,939	31,424
6	25	17,867	10,502	1,650	1,843	31,862
7	26	19,155	14,066	1,712	2,269	37,202
8	25	18,394	14,488	1,544	2,376	36,802
9	25	19,387	12,848	1,835	2,199	36,269
10	25	19,072	12,759	1,847	2,250	35,928
11	25	16,953	11,355	1,664	1,997	31,969
12	23	15,754	9,847	1,517	1,957	29,075
1	22	17,970	12,062	1,715	2,119	33,866
2	22	17,840	11,729	1,859	2,217	33,645
3	21	15,209	9,867	1,623	1,889	28,588
合 計	288	212,135	139,165	20,261	24,969	396,530
平均(月)		17,678	11,597	1,688	2,081	33,044
平均(日)		737	483	70	87	1,377

(3) 市内地区別登録状況

校 区	人口	0～6歳	7～12歳	小計	13～15歳	16～18歳	小計	19～22歳	23～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61～99歳	小計	合計	%
青 柳	6,646	57	105	162	84	53	137	54	129	231	191	140	284	1,029	1,328	20
小 野	6,086	85	178	263	87	57	144	87	193	308	267	240	477	1,572	1,979	33
古賀東	8,730	122	229	351	155	126	281	127	261	479	423	277	852	2,419	3,051	35
古賀西	9,647	111	223	334	137	130	267	119	251	497	473	307	813	2,460	3,061	32
花 鶴	7,398	131	284	415	132	91	223	71	152	446	400	206	712	1,987	2,625	35
千 鳥	5,523	55	149	204	104	77	181	83	137	260	293	246	355	1,374	1,759	32
花 見	8,302	119	243	362	183	100	283	118	211	396	428	286	580	2,019	2,664	32
舞の里	6,208	60	160	220	98	94	192	119	259	331	348	451	645	2,153	2,565	41
市内計	58,540	740	1,571	2,311	980	728	1,708	778	1,593	2,948	2,823	2,153	4,718	15,013	19,032	33

(4) 市外登録者数・貸出冊数

地区	登録者数		貸出冊数	
	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年
新 宮 町	733	671	11,018	7,128
久 山 町	21	23	485	347
粕 屋 町	20	22	29	27
篠 栗 町	29	26	201	119
宇 美 町	6	9	13	0
志 免 町	10	10	4	0
須 恵 町	5	5	0	0
福 津 市	859	865	7,765	4,973
宗 像 市	276	270	2,309	1,486
太宰府市	7	9	0	29
大野城市	10	11	17	24
筑紫野市	8	7	61	0
春日市	12	12	7	8
那珂川町	3	2	2	0
糸 島 市	7	5	13	2
福 岡 市	1,007	1,017	14,137	9,856
福岡市(東区)	(876)	(882)	(12,916)	(9,102)
その他市町村	33	33	289	173
合 計	3,046	2,997	36,350	24,172
	49人増		12,178冊増	

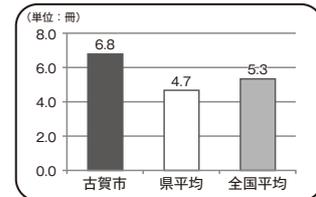
(5) 相互貸借

相手館名称	借受冊数	貸出冊数
新 宮 町 立 図 書 館	57	76
久 山 町 民 図 書 館	1	10
粕 屋 町 立 図 書 館	61	33
篠 栗 町 立 図 書 館	36	99
宇 美 町 立 図 書 館	32	34
志 免 町 立 町 民 図 書 館	65	58
須 恵 町 立 図 書 館	28	25
福 津 市 立 図 書 館	37	67
宗 像 市 民 図 書 館	9	104
糸 島 市 図 書 館	34	40
大野城まどかぴあ図書館	21	40
春日市民図書館	31	33
太宰府市民図書館	37	16
筑紫野市民図書館	29	10
那珂川町図書館	16	27
福岡県立図書館	273	176
福岡市総合図書館	17	28
そ の 他 図 書 館	374	1,202
合 計	1,158	2,078

- (6) 団体貸出 123団体 貸出冊数 12,209冊
- (7) 予約 7,409冊
- (8) リクエスト 1,767件
- (9) レファレンスサービス 8,038件
- (10) インターネット情報提供件数 555件
- (11) コピーサービス 2,458枚
- (12) サービス指数

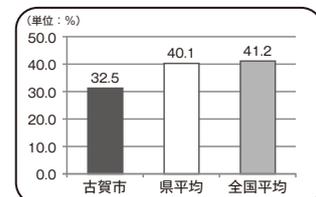
〔1〕 市民1人当たりの貸出冊数(広域含む)

貸出冊数／人口
396,530冊／58,540人 6.8冊



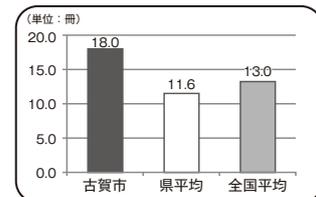
〔2〕 登録率

市内登録者数／人口
19,032人／58,540人 32.5%
※古賀市では3年間の有効期限終了後、貸出がない場合利用者登録を除籍しています。



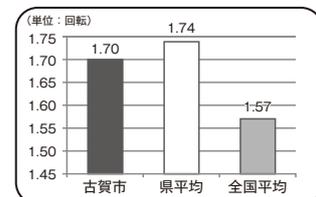
〔3〕 登録者1人あたりの貸出冊数(広域含む)

貸出冊数／登録者数
396,530冊／22,078人 18.0冊



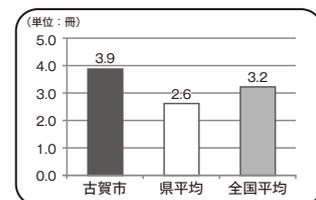
〔4〕 蔵書回転率(1冊の本が何回転したか?)

貸出冊数／蔵書数
396,530冊／226,747冊 1.7回転



〔5〕 市民1人当たり蔵書数

蔵書数／人口
226,747冊／58,540人 3.9冊



〔6〕 行政効果

図書館資料平均単価×貸出冊数－決算＝税金の還元
1,806円×396,530冊－107,251,777円＝608,881,403円

古賀市民は本を借りることによって、1年間に、約6億888万円分のサービスを受けたことになり、市民1人当たり10,401円の税金、1世帯当たり24,835円の税金を還元したことになります。

※国、県の実績は「日本の図書館 2016 統計と名簿」の数値
 ※図書の購入平均単価は、平成28年度古賀市立図書館購入費による平均購入単価
 ※古賀市人口58,540人、世帯数24,517世帯(平成29年3月末現在)

※(9)レファレンスサービスについては、口頭でのレファレンスに他館からの所蔵調査を加えた件数になっています。

10. 雑誌・新聞タイトル一覧

平成 29 年 3 月 31 日現在

あ	1 AERA	67 こどものとも 012	133 Piccolo
	2 AERA with Kids	68 こどものとも (年少版)	134 美術の窓
	3 アクアライフ	69 こどものとも (年中向き)	135 ひよこクラブ★
	4 アコースティック・ギター・マガジン	70 子どもの本棚	ふ 136 フォトコン
	5 アニメージュ	71 この本読んで!	137 福岡 Walker
	6 Ariya 保存のみ 発行終了	72 Como	138 ふくおか経済
	7 安心	73 コラム歳時記	139 婦人公論
い	8 一個人	74 財界九州★	140 婦人之友
う	9 うかたま	75 サッカーマガジン	141 プレジデント
	10 美しいキモノ	76 茶道雑誌	142 文学界
え	11 栄養と料理	77 サライ	143 文藝春秋
	12 SF マガジン	78 サンデー毎日	144 文芸春秋 SPECIAL
	13 ESSE	79 JJ	145 P e n
	14 NHK きょうの健康★	80 J T B 大きな時刻表	へ 146 本の雑誌
	15 NHK きょうの料理	81 シティ情報ふくおか★	ほ 147 毎日が発見 保存のみ 受入終了
	16 NHK 趣味の園芸	82 じゃらん	148 Mac.Fan
	17 NHK 将棋講座	83 週刊朝日	149 MAMOR マモル 寄贈
	18 NHK すてきにハンドメイド	84 週刊金曜日	み 150 Mr.PC
	19 NHK みんなのうた	85 週刊日録 20 世紀 県指定保存	151 ミセス
	20 ELLE ジャパン	86 週刊日本の街道 保存のみ 発行終了	152 ミセスのスタイルブック
	21 園芸ガイド	87 週刊パーゴルフ	め 153 MEN'S NON・NO
	22 えんぶ	88 週刊ベースボール	も 154 MORE
お	23 おひさま★	89 趣味の山野草	155 文字の大きな時刻表
	24 おりがみ通信 保存のみ 発行終了	90 小説すばる	156 モーターサイクリスト
	25 オール読物	91 消費と生活	157 モダンリビング
	26 オレンジページ	92 新潮	158 モノ・マガジン
	27 音楽の友	93 新潮 45	や 159 やさい畑
か	28 会社四季報	94 スクリーン	160 山と溪谷
	29 カーサ ブルータス★	95 Sports Graphic Number	ゆ 161 ゆうゆう
	30 かぞくのじかん★	96 墨	ら 162 ラジオ深夜便
	31 学校図書館	97 正論	163 ランナーズ
	32 家庭画報	98 世界	り 164 LEE
	33 ガーデンアンドガーデン (FG 出版)	99 Tarzan ★	165 リベラシオン・人権研究ふくおか 寄贈
	34 ガバナンス	100 旅の手帖	る 166 ルアー・マガジン
	35 Car magazine	101 ダ・ヴィンチ	れ 167 歴史読本 保存のみ 発行終了
き	36 季刊子どもと昔話	102 たまごクラブ	168 レタスクラブ★
	37 季刊のぼろ	103 短歌	わ 169 Wan
	38 キネマ旬報	104 淡交	
	39 九州王国 寄贈	105 DANCE MAGAZINE	
く	40 くらしとおかね 県指定保存	106 dancyu	
	41 暮らしの手帖	ち 107 ちいさながかくのとも	
	42 CREA	108 中央公論	
	43 クロワッサン	つ 109 釣春秋 保存のみ 発行終了	
	44 群像	て 110 鉄道ジャーナル	
け	45 芸術新潮	111 鉄道ファン	
	46 毛糸だま	112 テニスマガジン	
	47 月刊エアライン	113 手の間	
	48 月刊おりがみ	114 天然生活	
	49 月刊かがくのとも	と 115 ドゥーパ!	
	50 月刊 Cooyon ★	116 特選街	
	51 月刊碁ワールド	117 図書館雑誌	
	52 月刊たぐさんのふしぎ	な 118 NATIONAL GEOGRAPHIC 日本版	
	53 月刊天文ガイド	に 119 日経 WOMAN	
	54 月刊 News がわかる	120 日経エンタテイメント!	
	55 月刊はかた 寄贈	121 日経トレンディ	
	56 月刊バスケットボール	122 日経ヘルス	
	57 月刊 VOLLEYBALL	123 日経マナー	
	58 月刊 Piano	124 日本児童文学	
	59 月刊武道 寄贈	125 Newton	
	60 月刊ホークス	ね 126 猫びより	
	61 月刊 MOE	の 127 のらのら	
	62 現代農業	は 128 俳句	
こ	63 子づれ DE CHA・CHA・CHA ★	129 俳句界 寄贈	
	64 子どもと読書	130 バッチワーク通信 保存のみ 発行終了	
	65 子供の科学	131 母の友	
	66 こどものとも	ひ 132 PHP ★	

雑誌 計		169タイトル
内 訳	平成28年度 購入	144タイトル
	県保存指定	2タイトル
	保存のみ 発行終了	6タイトル
	保存のみ 受入終了	1タイトル
	寄贈	6タイトル
雑誌スポンサー		10タイトル

新 聞 (12紙)	
1	朝日新聞 (朝刊)
2	産経新聞 (朝刊)
3	毎日新聞 (朝刊)
4	読売新聞 (朝刊)
5	日本経済新聞 (朝刊、夕刊)
6	西日本新聞 (朝刊、夕刊)
7	朝日中高生新聞
8	朝日小学生新聞
9	週刊読書人
10	The Japan Times
11	学校図書館速報版 (月2回)
12	高校生新聞 寄贈

新聞 12紙
(寄贈 1紙)

★は、雑誌スポンサーで提供いただいた雑誌

11. 平成28年度事業報告及び 平成29年度事業計画

(1) 平成28年度事業報告

月	日	曜日	事業	場所	参加者数	
4	16	土	親子で楽しもう！絵本ライブ 講師：宮原 礼智さん	視聴覚室	55	
			お楽しみ袋貸出し	図書館	60	
			ぬいぐるみおとまり会	図書館	8	
	17	日	あくしゅでこんにちは“ことちゃん”	ギャラリー	27	
			親子で作ろう！どくしょノート	ギャラリー	27	
			子ども映画会「こびと観察入門」「ミッキーマウス2」	視聴覚室	19	
5月～6月			新小学一年生 読書ノート配布 ※希望する学校へは、説明とおはなし会	各小学校	600	
6	3	金	読書ボランティア養成講座 「おはなし会の小道具づくり～ぐりとぐら人形をつくりましょう」 (全4回) 講師：布の絵本ボランティア「つくしんぼ」	視聴覚室	23	
	10	金			22	
	17	金			22	
	24	金			22	
7	17	日	おはなし会スペシャル(市内地域文庫6団体)	視聴覚室	93	
	20～22	水～金	インターンシップ(高校生)	図書館	4	
	22	金	中学生読書サポーター養成講座①図書館見学・体験	図書館	4	
	31	日	暮らしの講座「野菜づくりのコツと裏ワザ」 講師：農文協 佐藤 圭さん	視聴覚室	56	
8	4	木	中学生読書サポーター養成講座②展示コーナー準備	図書館	4	
	23	火	中学生読書サポーター養成講座③POP作成 講座 講師：片山 茂さん	歴史資料館 中会議室	10	
9	18	日	読書講座「松本清張の世界」 講師：荻原 桂子さん(九州女子大学教授)	歴史資料館 中会議室	43	
10	8	土	子ども図書館員	図書館	7	
	28(金) ～ 30(日)		第二十二回 図書館まつり	布絵本展示	図書館 こがめルーム	-
				ことちゃんぬりえコンテスト☆	図書館	64
				読書のある風景スナップ写真コンテスト募集☆	図書館	4
				読書クイズ	図書館	43
				ブック・リサイクル	図書館	482
	28	金	しおり作り☆	歴史資料館 中会議室	31	
	29	土	親子木工教室「親子で本立てを作ろう」	交流館工芸室	30	
30	日	読書講演会「ヒトは人に育てられて、人になる」 講師：おはなしおばさん 藤田 浩子さん	歴史資料館 中会議室	102		
12	4	日	いのち輝くまちこが2016「親子でほっこりいのちのおはなし会」	交流館103	12	
	10	土	ぐりとぐらの人形劇をみてカステラを作ろう	交流館 調理室他	43	
	18	日	文学講座「海辺のカフカ」講師：岡野 進さん(元九州大学教授)	歴史資料館 中会議室	25	
1	22	日	古賀市親子読書会「第48回 古賀市親子読書のつどい」	交流館 多目的室	313	
	29	日	大人のためのおはなし会 講師：徳永 明子さん 石川 文代さん	歴史資料館 中会議室	55	
2	5	日	暮らしの講座「野菜づくりのコツと裏ワザその2」 講師：農文協 佐藤 圭さん	歴史資料館 中会議室	64	
	15	水	大人の図書館員	図書館	3	
2月～3月			蔵書点検 2/27～3/6	図書館		

☆印がついている事業は古賀市高齢者外出促進事業対象イベントです。

※8月1日より「視聴覚室」の名称が、「歴史資料館中会議室」へ変更になりました。

〈月例行事〉

○どようおはなし会(こがめルーム)

毎週土曜日 11:00～11:30 年間49回 1,150人

○赤ちゃんおはなし会(こがめルーム)

第2水曜日 ① 11:00～11:20 年間24回 474人
② 11:40～12:00

○小さい子のおはなし会(こがめルーム)

第3水曜日 11:00～11:30 年間12回 254人

○セカンドブックおはなし会(こがめルーム、サンコスモ古賀「つどいの広場」)

月2回 第4日曜日他 11:30～12:00他 年間22回 422人

○子ども映画会(視聴覚室)

第2日曜日 14:00～ 年間12回 175人

○名画会(視聴覚室)

第2土曜日 14:00～ 年間12回 410人

○ブックスタート(サンコスモ古賀「つどいの広場」)

毎月1回 11:00～ 年間12回 627人

○整理休館日(図書及び資料等の整理)

第4木曜日

※「視聴覚室」は、8月1日より「歴史資料館 中会議室」に名称変更になりました。

〈見学・職場体験〉

○図書館見学 3月22日(水) 古賀中学校 197人
3月28日(火) 久保保育園 21人 218人

○図書館員 子ども図書館員 10月8日(土) 市内小学生 7人
大人の図書館員 2月15日(水) 3人

○中学生職業体験学習 ドリームステージ
9月13日(火)～9月16日(金) 古賀中学校 2年生 5人

○インターンシップ 7月20日(水)～7月22日(金) 古賀竟成館高等学校 4人

○教職員社会貢献活動 8月18日(木)～8月19日(金) 古賀竟成館高等学校他 3人



見学(中学生)



中学生職業体験学習
ドリームステージ



子ども図書館員

(2) 平成29年度事業計画

月	日	曜日	事 業	場 所
4	8～16		リーパスプラザこがグランドオープンイベント ことちゃん原画展	図書館
	22	土	子ども読書の日イベント お楽しみ貸貸出 子ども向け 19日～	図書館
			どくしょノート配布	図書館
			本とあそぼう全国訪問おはなし隊(講談社) ～絵本をのせたキャラバンカーがやってくる～	図書館駐車場ほか
23	日	はじめての子ども落語 講師：アマチュア落語家 粗忽家 酔書(そこつや よいしょ)さん	歴史資料館 中会議室	
4月中旬～5月中旬			新小学一年生 どくしょノート配布※希望する学校へは、説明とおはなし会	各小学校
6	25	日	読書ボランティア講座「絵本の力」を届けよう①「絵本の魅力を学びましょう」 講師：前園 敦子さん(子どもの本の専門店エルマー代表)	歴史資料館 中会議室
	30	金	読書ボランティア講座「絵本の力」を届けよう②「さあ、よんでみましょう 本の選び方と読み聞かせ」 講師：前園 敦子さん(子どもの本の専門店エルマー代表)	歴史資料館 中会議室
7	2	日	大人のためのおはなし会☆ 講師：古賀子どもの本の交流会のみなさん	歴史資料館 中会議室
	23	日	おはなし会スペシャル(市内地域文庫6団体)	図書館
	28	金	中学生読書サポーター養成講座① 開講式 カウンター業務、ブックトーク講座 講師：松尾 有子さん(「本の楽しさお届け便」)	歴史資料館 中会議室
	30	日	東医療センター連携講座「図書館で学ぶがんシリーズ 肺がん診療の現状」 講師：岡林 寛さん(統括診療部長)☆	図書館
8	2	水	子ども一日図書館員	図書館
	9	水	中学生読書サポーター養成講座② ブックトーク準備	歴史資料館 中会議室
	19	土	親子でラジオ作り 講師：福岡県電波適正利用推進員協議会のみなさん	歴史資料館 中会議室
	22	火	中学生読書サポーター養成講座③ ブックトーク発表会 講師：松本 英子さん(「本の楽しさお届け便」)	歴史資料館 中会議室
9	24	日	暮らしの講座「野菜づくりのコツと裏ワザ その3」 講師：佐藤 圭さん(農文協)	歴史資料館中会議室
	30	土	英語でおはなし会 講師：サラ・マーガレットさん(学校教育課外国語指導助手)	こがめルーム
10	1	日	読書講座「私の川柳」 講師：雪灯拔足(ゆきあたりばったり)さん☆	歴史資料館 中会議室
	27(金) 29(日)	第二十三回 図書館まつり	ブックリサイクル	ロビー
			本の闇鍋	図書館
			ことちゃんぬりえコンテスト☆	ロビー
			川柳コンテスト☆	ロビー
			布絵本展示	図書館
	27	金	しおり作り☆	歴史資料館 中会議室
	28	土	読書講演会「ものがたりライブ」 講師：杉山 亮(あきら)さん	交流館多目的室
29	日	ビブリオバトル☆	歴史資料館 中会議室	
11	9	木	大人の図書館員	図書館
	26	日	読書講座 「師弟とライバル」 講師：谷口 佳代子さん☆	歴史資料館 中会議室
2	3	土	古賀市親子読書会「第49回 古賀市親子読書のつどい」	歴史資料館多目的ホール
3	蔵書点検 3月5日(月)～3月12日(月)			図書館

☆印がついている事業は古賀市高齢者外出促進事業対象イベントです。

<月例行事>

- どようおはなし会(こがめルーム) 毎週土曜日 11:00～11:30
- 赤ちゃんおはなし会(こがめルーム) 第2水曜日 11:00～11:20 11:40～12:00
- 小さい子のおはなし会(こがめルーム) 第3水曜日 11:00～11:30
- セカンドブックおはなし会(こがめルーム) 第2日曜日 11:00～11:30
- セカンドブック引き換え(サンコスモ古賀 3歳児健診会場前) 3歳児健診日 14:30～16:00
- ☆ ○名画会(歴史資料館 中会議室) 第2土曜日 14:00～
- 子ども映画会(歴史資料館 中会議室) 第2日曜日 14:00～
- 整理休館日(蔵書整理) 毎月第4木曜日
- ブックスタート(サンコスモ古賀) 毎月1回 10:30～12:00
- 学校図書館市民開放用一般図書の配本 1,2か月に1回 11校(小学校8校、中学校3校)

12. 読書活動事業

◆おはなし会

子どもたちにおはなしの世界の楽しさを……

絵本の読み聞かせを中心に紙芝居、手あそびなどを交えながら楽しいひとときを過ごしています。

<p>どようおはなし会 毎週土曜日 11時～11時30分</p>	<p>赤ちゃんおはなし会 毎月第2水曜日 ①11時～11時20分 ②11時40分～12時</p>	<p>小さい子のおはなし会 毎月第3水曜日 11時～11時30分</p>	<p>セカンドブックおはなし会 毎月2回 第4日曜日他 11時30分他</p>
<p>回数 49回 ●参加人数(延べ) 子ども 735人 大人 415人 合計 1,150人 平均 24人</p>	<p>回数 24回 ●参加人数(延べ) 子ども 235人 大人 239人 合計 474人 平均 20人</p>	<p>回数 12回 ●参加人数(延べ) 子ども 137人 大人 117人 合計 254人 平均 21人</p>	<p>回数 22回 ●参加人数 3歳児とその ご家族を含め 422名</p>
			

※ セカンドブック事業は、平成28年度から始まりました。セカンドブックおはなし会では、3歳の誕生日を迎えた子どもさんに絵本の読み聞かせをするとともに、その保護者に本を通した親子のふれあいの大切さや意義を伝えながら、絵本を1冊プレゼントしています。

セカンドブックおはなし会の他、図書館のカウンターや3歳児健診時での引換を含めて、316世帯に絵本を手渡すことができました。

※ どようおはなし会、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会は、読書ボランティア団体さんの協力により実施しています。

- ・どようおはなし会 第1週…こが語りの会 第2週…「こがめ」 第3週…「咲の会」
第4週…古賀子どもの本の交流会 (第5週…市立図書館職員)
- ・赤ちゃんおはなし会 赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」
- ・小さい子のおはなし会 小さい子のおはなし会「わにわに」

◆映画会

文化遺産としての価値の高い映画作品や、映画の楽しみを知ってもらおうという趣旨のもとに名画会、子ども映画会を行っています。

名画会 (一般対象)		子ども映画会 (幼児・児童対象)	
上映	12回	上映	12回
参加人数(延べ)	410人	参加人数(延べ)	175人
平均	34人	平均	15人



読書ボランティア養成講座

「おはなし会の小道具づくり
～ぐりとぐら人形をつくりましょう」

講師

布の絵本製作ボランティア「つくしんぼ」の
みなさん

中学生読書サポーター 養成講座（全3回）

平成28年度より、「中学生読書サポーター養成講座」を実施しています。夏休みに3日間「おすすめの本のPOP作り」等の研修を受け、読書の大切さや楽しさを周りに伝える工夫を学びました。

POP作成講師 片山 茂さん



暮らしの講座

「野菜づくりのコツと裏ワザ」

その1 7月31日（日）

その2 2月5日（日）

講師 佐藤 圭さん（農山漁村文化協会）
好評につき その2を開催しました。



読書ボランティア団体交流会

図書館及び各読書ボランティア団体との連携、活動の情報交換と交流を目的に年1回開催しています。

9月4日（日） 参加者 19名



おはなし会スペシャル

おはなし会スペシャル
プログラム
 平成28年7月17日(日) 14時~15時
 場所 サンフレアこが 2階視聴覚室

- 1 「ことちゃんといっしょに
 幸せなら手をたたこう」みんなで
- 2 大型絵本「きょだいな きょだいな」
 コスモス文庫
- 3 ストーリーテリング「うりひめ」
 たげのこ文庫
- 4 ハンドベル演奏「英雄伝説」しらさぎ文庫
- 5 パネルシアター「ふしぎなポケット」
 あすなろ文庫
- 6 人形劇「三びきのこぶた」 星の子文庫
- 7 作って遊ぼう「はしれ！コロコロじどうしゃ」
 こじか文庫

主催 古賀市立図書館



「ことちゃんといっしょに
 幸せなら手をたたこう」みんなで



しらさぎ文庫
 ハンドベル演奏「英雄伝説」



コスモス文庫
 大型絵本「きょだいなきょだいな」



こじか文庫
 作って遊ぼう
 「はしれ！コロコロじどうしゃ」

読書講座「松本清張の世界」

講師 萩原 桂子さん



文学講座「海辺のカフカ」

講師 岡野 進さん



ぐりとぐらの人形劇をみて カステラを作ろう

人形劇 たけのこ文庫のみなさん
調理指導 古賀市食生活改善推進会の
みなさん



大人のためのおはなし会

講師 徳永 ^{はるこ}明子さん(きりん文庫かすが主宰)
石川 文代さん
(語りの会「小さなぐみの木」主宰)



「独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター がん支援センター」との連携

がん情報コーナーを設置しています。

第22回 図書館まつり
 期間：平成28年 10/28(金)～10/30(日)
 期間中、楽しいイベントを行います。図書館へおこしくさい!

<p>お楽しみ木工教室 親子で楽しくつくろう! 10月28日(金)14:00～18:00 場所:図書棟 102号室 対象：15歳 親子込み・応募制 講師:佐藤由希子・林美穂 講師:佐藤由希子・林美穂 親子で楽しくつくろう!</p>	<p>親子木工教室 親子で楽しくつくろう! 10月28日(金)14:00～18:00 場所:図書棟 102号室 対象：15歳 親子込み・応募制 講師:佐藤由希子・林美穂 親子で楽しくつくろう!</p>
<p>「読者のための」 スタッフ賞品抽選! 読者プレゼント抽選を実施します。抽選結果は図書棟にあります。</p>	<p>しおり作り 10月28日(金)10:30～12:00 場所:図書棟102号室 オフィシャルのしおりを作ります。</p>
<p>本の展示 読書 読書コーナー 本を持ってきてくれる読者の募集を実施します。</p>	<p>ブックリサイクル 読者のブックリサイクル 今年ほどは使わない本のブックリサイクルコーナーにて実施します。</p>
<p>読者プレゼント 図書館まつり期間中の読書 読者プレゼント抽選を実施します。抽選結果は図書棟にあります。</p>	<p>親子木工教室 「ことりちゃん」のイラストに 色を塗ってください。お色紙に 貼ります。抽選結果は図書棟 にあります。</p>

主催：志賀市立図書館 電話：092-942-2061



ことちゃんぬりえ・写真コンテスト



親子木工教室「本立てを作ろう!」



展示棚



しおり作り



読書講演会

「ヒトは人に
 育てられて、人になる」

講師 おはなしおばさん
 藤田 浩子さん

第48回 古賀市親子読書のつどい

第48回古賀市親子読書のつどい

48回目を迎えることになり、つどい開催の歴史もまた長きにわたります。 大規模開催

と き 平成29年1月22日(日) 14時～16時 (13時30分開場)

と ころ ラーバスプラザこが交差点 多目的ホール

※申込 所属の学校親子読書会

1 劇団の地域 千鳥小学校 花見 花見 花見

2 劇団の地域 古賀西小学校 古賀 古賀 古賀

3 劇団

劇 団	演 目	団 員 数
① 劇 団	へんしんトンネル	古賀西小学校親子読書会
② 劇 団	みみずが三びき	古賀西小学校親子読書会
③ 劇 団	くまぐまパン	古賀西小学校親子読書会

(※お楽しみ)

演 目	演 目	団 員 数
④ パーティ	お楽しみ会	古賀西小学校親子読書会
⑤ 劇 団	お楽しみ会	古賀西小学校親子読書会
⑥ 劇 団	お楽しみ会	古賀西小学校親子読書会

● 古賀西小学校親子読書会「くまぐまパン」の歴史展を開催します。
● 参加費は、古賀市立図書館の発行の冊子をご覧ください。

4 参加の申込 古賀市立図書館 電話 0942-2261



主催 古賀市立図書館 共催 古賀市立図書館 電話 0942-2261



千鳥小学校 劇「もりのおふる」



花鶴小学校 劇「へんしんトンネル」



花見小学校 劇「みみずが三びき」

古賀西小学校
群読「くまぐまパン」



13. 地域文庫紹介

平成 29 年 4 月現在

文庫名	あすなる文庫
所在地	花鶴丘3丁目区公民館
代表者	池田 頼子
設立年月	昭和59年7月
会員数	大人6人
開庫日	毎週月曜日 15時～17時
貸出冊数	延180冊
利用者数	延170人
蔵書数	文庫保有 1,300冊 市立図書館からの貸出し 150冊
活動報告	1. 文庫活動 本の貸出し 布の絵本制作及びキット作り 2. 地域活動 4月 育成会新一年生歓迎会にておはなし会 6月 七夕会(福祉会・子ども会合同) 7月 図書館「おはなし会スペシャル」 8月 夕涼会(お店を出店します) 11月 3丁目文化祭に作品展示 12月 もちつき大会 2月 ウォーキング大会(おにぎり作り)



あすなる文庫

文庫名	こじか文庫
所在地	鹿部区公民館
代表者	亀川 代志子
設立年月	平成5年12月
会員数	大人6人(スタッフ)
開庫日	毎月2回 第2・第4土曜日 15時～17時
貸出冊数	
利用者数	育成会との共催行事のため、集計なし
蔵書数	文庫保有 443冊
活動報告	・本の貸出し ・4月(4/16) 新入生歓迎会 おはなし会とゲーム ・7月(7/17) 図書館「おはなし会スペシャル」 参加(作って遊ぼう「はたらくるま」) 鹿部区 夏まつりへ出店 ・8月(8/6) 運動会 運営 ・10月(10/16) アンビシャス広場・世代間交流 もちつき大会 (おはなし会と作ってあそぼう) 大型絵本「わにわにのおふる」 ストーリーテリング「鳥のみじい」 作ってあそぼう「はたらくるま」

文庫名	コスモス文庫
所在地	米多比児童館内(図書室)
代表者	村山 美和子
設立年月	平成2年3月
会員数	大人8人 子ども24人
開庫日	毎週土曜日 15時～17時
貸出冊数	延1,047冊 子ども726冊 大人321冊
利用者数	延328人 子ども186人 大人142人
蔵書数	文庫保有 子ども1,550冊 大人150冊 市立図書館からの貸出し 900冊 (内一般300冊)
活動報告	1. 文庫活動 ・本の貸出し 7月 図書館「おはなし会スペシャル」に参加 12月「冬のお話会」を開催 ・本の読み聞かせ ・ことちゃんを迎え、お誕生交流 ・ことちゃんカルタ ・工作(ことちゃんプラバン作り) ・ことちゃん原画展



星の子文庫

文庫名	しらすぎ文庫
所在地	筵内都会館
代表者	紙屋 典子
設立年月	平成元年6月
会員数	2名
開庫日	毎週火曜日 16時～18時
貸出冊数	
利用者数	
蔵書数	文庫保有 1,500冊 市立図書館からの貸出し 0冊
活動報告	1. 文庫活動 ・制作活動 本の貸出し しらすぎだより発行 2. 地域活動 ・7月 セタ会 ・7月 図書館「おはなし会スペシャル」 ・8月 ダンボールハウスDEお泊り会 ・9月 むしろうち放生会 ・12月 クリスマス会 3. 研修会参加

文庫名	星の子文庫
所在地	舞の里5区集会所
代表者	加藤 典子
設立年月	平成6年11月
会員数	大人16人(スタッフ)
開庫日	毎週金曜日 16時～17時30分
貸出冊数	延360冊
利用者数	延1,200人
蔵書数	文庫保有 1,200冊 図書館からの貸出し 196冊
活動報告	1. 文庫活動(定例の活動) 本の貸出し・読み聞かせ・読書クイズ・ わらべうた・工作・紙芝居・季節の行事 (セタ・クリスマス会・お月見・正月あそび・ ハロウィン・たき火など) 2. 制作活動 人形劇、影絵、ペープサートなどの制作 3. 演劇活動(劇団☆星の子) 幼稚園・保育園・小学校・病院・学童保育所 障害者などのサークル 4. 広報 おたよりの発行 (月1回・舞の里小学校配布・地域回覧) 5. 地域連携活動 舞の里地区夏まつり アンビシャス広場 図書館「おはなし会スペシャル」 子ども育成会との連携 6. 総会・ミーティング・研修会 総会(年1回)・ミーティング(毎月1回) 7. 研修会への参加

文庫名	たけのこ文庫
所在地	公務員宿舎 古賀住宅集会所
代表者	草野 三保子
設立年月	昭和53年6月
会員数	大人50名 子ども 75名
開庫日	毎週月曜日 15時30分～17時30分 毎月1回月曜日 あかちゃんおはなし会おひざにだっこ
貸出冊数	933冊
利用者数	1,202人(行事を含む)
蔵書数	文庫保有 2,151冊 市立図書館からの貸出し 600冊
活動報告	1. 文庫活動・イベント 4月お誕生会 (おはなし会・1部 小さい子・2部 小学生以上) 6月「科楽しよう!サイエンスレンジャーによる 科学教室」(古賀市公募型補助事業) 7月 セタ会(笹飾り・おはなし会) 12月 冬のおたのしみ会(おはなし会・人形劇) 市立図書館主催「ぐりとぐらの人形劇をみてカ ステラを作ろう」で人形劇「ぐりとぐら」を上演 ☆クイズ大会 2. 地域行事 千鳥小朝の読書ボランティア活動 (あじさい週間・もみじ週間) 千鳥っこフェスタにてつくってあそぼう(紙コプター) 千鳥小チャレンジ・アンビシャス広場担当 病院区分館レクリエーション お抹茶席披露 図書館「おはなし会スペシャル」に参加 (ストーリーテリング) 3. 子ども育成・子育て支援 「おひざにだっこ」マタニティ・0～2才の親 子対象 月1回第2月曜日 「みみずクラブ」小学生以上 科学遊び・食育・ エコ学習 月2回月曜日17時30分～18時30分 4. 研修 月2回実習及び企画(朝読の勉強会も含む) 年1回外部講師による講座 図書館企画講座の参加 5. たけのこ文庫新聞発行(季刊) 6. 熊本地震災害支援活動でしゃぼん玉贈呈 7. 委託事業 「平成28年度福岡県青少年アンビシャス運動参 加団体地域別研修会」



たけのこ文庫

14. 条例・施行規則

古賀市生涯学習センター条例

平成27年12月21日

条例第37号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、本市の生涯学習の拠点施設として、古賀市生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古賀市生涯学習センター

位置 古賀市中央二丁目13番1号

(施設)

第3条 生涯学習センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 古賀市中央公民館(以下「公民館」という。)
- (2) 古賀市立図書館(以下「図書館」という。)
- (3) 古賀市立歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)
- (4) 古賀市交流館(以下「交流館」という。)

(事業)

第4条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の生涯学習の振興に関すること。
- (2) 生涯学習センターの利用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習センターの目的達成に必要なこと。

(職員)

第5条 生涯学習センターに必要な職員を置く。

(管理)

第6条 生涯学習センターは、古賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(使用の許可)

第7条 別表に掲げる生涯学習センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「使用の許可」という。)を受けなければならない。使用の許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると

認めるときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 生涯学習センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設又は設備等を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

(使用許可の条件)

第8条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用の許可に際し、使用の制限その他必要な条件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けないで使用の目的を変更し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分違反し、又はこれらに基づく職員の指示に従わなかったとき。
- (2) 使用者が第8条の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 施設の管理上又は公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(使用料)

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 生涯学習センターの冷暖房及び設備等の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 3 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納めた使用料は、これを還付しない。ただ

し、次に定める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により使用することができなくなったとき。
- (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用を停止させたとき。
- (3) 使用者が教育委員会が定める日までに使用の取消し又は変更を届け出たとき。
- (4) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる行為をする者
- (2) 火薬その他の危険物又は他人に迷惑を掛ける物品若しくは動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。)を携帯する者
- (3) 職員の指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理運営上支障があると認められる者

(利用者の管理義務)

第14条 生涯学習センターの施設を利用する者及び使用者(以下「利用者」という。)は、その利用に係る生涯学習センターの施設、設備及び資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(観覧料)

第15条 市又は教育委員会が生涯学習センターに展示する資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、市又は教育委員会が特別な資料を展示するときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設、設備又は資料等を毀損した場合には、これを原状に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(古賀市公民館運営審議会)

第17条 公民館に、社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条1項の規定に基づき、古賀市公民館運営審議会を置く。

(公民館運営審議会の委員)

第18条 古賀市公民館運営審議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(古賀市図書館協議会)

第19条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、古賀市図書館協議会を置く。

(図書館協議会の委員)

第20条 古賀市図書館協議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の定数は8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から委嘱する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(委 任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 第20条第1項の規定による古賀市図書館協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(古賀市公民館条例及び古賀市複合文化施設条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 古賀市公民館条例(平成9年条例第44号)
- (2) 古賀市複合文化施設条例(平成15年条例第25号)

古賀市生涯学習センター条例施行規則

平成28年1月26日

教育委員会規則第1号

改正 平成28年3月31日教委規則第5号

改正 平成28年7月1日教委規則第13号

目 次

第1章 総則(第1条—第18条)

第2章 公民館(第19条—第22条)

第3章 図書館(第23条—第40条)

第4章 歴史資料館(第41条—第47条)

第5章 交流館(第48条・第49条)

第6章 補則(第50条)

附 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、古賀市生涯学習センター条例(平成27年条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開館時間)

第3条 開館時間は、次のとおりとする。

施設	開館時間
公民館 交流館 歴史資料館(中会議室・ ギャラリー)	8時30分から22時まで (使用に係る事務の受付 は、17時まで)
図書館	10時から18時まで
歴史資料館(展示室)	10時から18時まで (入室は、17時30分まで)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(1) 全館休館

ア 毎週月曜日。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。以下同じ。)に当たるときは、

その日後においてその日に最も近い休日でない日

イ 12月28日から翌年1月4日まで

(2) 一部休館(図書館及び歴史資料館)

ア 図書及び資料等の整理日(毎月第4木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日)

イ 蔵書点検又は展示資料等の特別整理を行う期間として教育委員会が定める期間

(使用時間)

第5条 施設の使用時間は、9時から22時まで(準備及び片付け等に要する時間を含む。)とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第6条 使用の許可を受けようとする者(以下「使用申請者」という。)は、古賀市生涯学習センター使用許可申請書(様式第1号)を次に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 区分貸し施設(条例別表に規定する区分貸し施設をいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体(生涯学習、ボランティア活動及び地域活動並びにこれらに類する活動を行う非営利の団体をいう。以下同じ。)並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下同じ。)の12月前の月の初日(その日が休館日のときは、その直後の休館日でない日をいう。以下同じ。)から使用日の1月前まで

イ 民間事業者 使用日の9月前の月の初日から使用日の1月前まで

(2) 時間貸し施設(条例別表に規定する時間貸し施設をいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用四半期の最初の月の1月前の月の初日から使用日まで

イ 市内の民間事業者(社内会議・研修会、会社・求人説明会、採用試験・面接及び社員の厚生事業並びにこれらに類する目的に使用する場合に限る。) 使用四半期の最初の月の1月前の月の初日から使用日まで

2 区分貸し施設の仮予約は、前項第1号に規定する期間内に受け付けるものとし、仮予約を行った日か

ら2月を経過する日までに使用許可の申請に係る手続がないときは、無効とする。

3 第1項の規定にかかわらず、区分貸し施設の使用に付随して時間貸し施設を使用するときは、区分貸し施設の申請の期間に準ずる。

(定期利用団体)

第7条 教育委員会は、時間貸し施設を定期的使用する者について、別に定めるところにより施設の予約を優先的に認めることができる。

(使用の許可等)

第8条 教育委員会は、第6条第1項及び前条第3項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、使用を認めたときは、古賀市生涯学習センター使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

2 施設の使用期間は、1回の使用につき連続して5日(ギャラリーにあっては、14日)以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別な設備等)

第9条 使用者は、特別な設備をし、又は備付器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 使用者が使用の許可の取消しを受けようとするときは、直ちに古賀市生涯学習センター使用取消届出書(様式第3号)に許可書を添えて届け出なければならない。

(許可を要する行為)

第11条 生涯学習センター(敷地を含む。以下同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、古賀市生涯学習センター許可行為申請書(様式第4号)により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 寄附の募集、保険の勧誘、物品の販売、署名の収集、宣伝その他これらに類する行為
- (2) 引火性の物、爆発性の物、銃刀類その他危険性のある物を館内に持ち込む行為
- (3) テント、柵その他これらに類する物件を設ける行為
- (4) 施設又は設備を設ける行為
- (5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類を設置する行為

(6) 拡声器により放送する行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為(禁止行為)

第12条 生涯学習センター内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為
- (2) 寄附を強要し、又は押売をする行為
- (3) 施設、設備若しくは資料等を毀損し、又は生涯学習センターの美観を損なうおそれのある行為
- (4) 指定の場所以外において喫煙又は飲食等をする行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為(職員による確認及び点検)

第13条 教育委員会は、生涯学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、現に使用している施設内に職員を立ち入らせることができる。

2 使用者は、施設、設備及び備品等の使用が終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第14条 使用料は、許可書を交付するときに徴収する。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 使用の許可の内容が変更されたことにより追加で納付することとされた使用料については、教育委員会が指定する期日までに納入しなければならない。

(冷暖房及び設備等の使用料)

第15条 条例第11条第2項の教育委員会規則で定める冷暖房及び設備等の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

2 設備等の使用については、使用者は、使用状況を申告しなければならない。

(使用料の減免)

第16条 条例第11条第3項に規定する教育委員会規則で定める使用料の減免の基準は、別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

3 使用料の減免を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料減免申請書(様式第5号)を教

育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この手続を省略することができる。

(使用料の還付)

第17条 条例第12条ただし書に規定する還付の金額は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める金額とする。

- (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により、使用することができなくなったとき 使用料の全額
- (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消したとき 使用料の全額
- (3) 区分貸し施設の使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき

ア 使用日の6月前 使用料の全額

イ 使用日の1月前 使用料の半額

- (4) 時間貸し施設の使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき

ア 使用日の1月前 使用料の全額

イ 使用日の3日前 使用料の半額

- 2 前項の還付を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料還付申請書(様式第6号)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、還付の決定を受けなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に規定する場合においては、この手続を省略することができる。

(損害賠償)

第18条 利用者は、施設、設備又は資料等(図書館資料(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を除く。)を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに古賀市生涯学習センター汚損・破損・滅失届(様式第7号)により教育委員会に届け出なければならない。

第2章 公民館

(事業)

第19条 公民館は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

(1) 公民館類似施設の活動支援及び整備助成にすること。

(2) その他公民館の目的達成に必要な事業に関すること。

(職員)

第20条 公民館に館長、主事その他必要な職員を置くものとする。

(古賀市公民館運営審議会)

第21条 古賀市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員の互選により、審議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第22条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会長は、前項の規定による招集をする場合には、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3章 図書館

(事業)

第23条 図書館は、図書館法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

(1) 図書館の利用案内、図書館資料の紹介等を行うこと。

(2) 市内の地域文庫の育成及びその活動に対する支援を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要なこと。

2 前項の規定にかかわらず、文献の解説、翻訳、学習課程の解答その他回答することが不適当と認められる事項に係る依頼に対しては、回答を行わない

ものとする。

(職員)

第24条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置くものとする。

(改正(平28教委規則第5号))

(館内利用)

第25条 利用者は、図書館の所定の場所において、図書館資料を利用することができる。

(図書館資料の複写)

第26条 著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項に規定する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、館長に古賀市立図書館資料複写申込書(様式第8号)により申し込み、古賀市手数料条例(平成12年条例第6号)第2条第1項に規定する手数料を負担しなければならない。

2 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写を申し込んだ者がその責任を負うものとする。

(館外貸出しを利用できる個人)

第27条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる個人は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 福岡地区公共図書館等の広域利用に関する協定を締結した市町に住所を有する者
- (3) 市内の事業所等に在職又は市内の学校に在学する者
- (4) 市内の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生援護施設に1年間以上継続して入所する者

(個人の利用者登録等)

第28条 利用者登録を受けようとする者は、前条各号のいずれかに該当することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して古賀市立図書館利用者カード交付(変更・再交付)申請書(様式第9号。以下この条において「申請書」という。)を図書館の館長(以下この章において「館長」という。)に提出しなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者を利用者登録し、古賀市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)を交付する。

3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交

付を受けた日から3年間とする。ただし、確認書類において申請書の記載事項等に変更がないことが確認できたときは、有効期間を更新することができる。

4 第2項の規定により利用者登録された者(以下「登録者」という。)は、利用者カードを紛失したとき又は申請書の記載事項等に変更を生じたときは、申請書により速やかに館長に届け出て、利用者カードの再交付又は変更を受けなければならない。

5 前項の再交付を受けようとする者は、交付に必要な実費として100円を負担しなければならない。

6 登録者は、利用者カードを他の者に貸与又は譲渡してはならない。この場合において、利用者カードが登録者本人以外の者に使用され、図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録者本人に帰するものとする。

(館外貸出しの制限)

第29条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 参考図書、文書資料、逐次刊行物(新聞、地図、年鑑に類するものをいう。)
- (2) 特に貴重な資料
- (3) その他館長が特に指定した図書館資料

(貸出期間及び冊数)

第30条 登録者が館外貸出しを受けることができる期間は、貸出日から起算して15日以内、貸出しを受けることができる冊数は、一人につき10冊以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、期間及び冊数を別に定めることができる。

2 前項の期間中に貸出しを受けている図書館資料(映像資料及び音声資料を除く。)について、別に貸し出し予約がない場合に限り、館長が定める手続きにより、引き続き館外貸出しを受けることができる。

(館外貸出しの取消し等)

第31条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を取消し、又は館外貸出しを停止することができる。

- (1) 第27条の利用者登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受け、又は第28条第6項前段に規定する不正な行為をしたとき。

- (3) 館外貸し出しを受け、前条に定める期間内に返却しないとき。

(館外貸し出しを受けることができる団体)

第32条 図書館資料の館外貸し出しを受けることができる団体は、第36条に規定する地域文庫、市内の地域団体、職員団体、社会教育関係団体、福祉団体その他の団体のうち館長が適当と認めるもので、かつ、次条の規定により利用者登録を受けたものとする。

(団体の利用者登録等)

第33条 利用者登録を受けようとする団体の代表者は、当該代表者の確認書類を提示して古賀市立図書館利用者カード交付(変更・再交付)申請書及び古賀市立図書館団体利用登録(変更)申請書(様式第10号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体を利用者登録し、利用者カードを交付する。

3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から1年間とする。

4 第28条第4項及び第5項の規定は、団体の利用者カードの再交付又は変更を受ける場合についてこれを準用する。

5 第2項の規定により利用者登録をした団体(以下「登録団体」という。)は、利用者カードを当該団体の活動以外の目的のために使用してはならない。この場合において、登録団体以外のものに使用されたことにより図書資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録団体に帰するものとする。

(団体貸出しの貸出冊数等)

第34条 団体貸出しの対象とする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等は、教育委員会が定める。

(登録団体における図書館資料の管理)

第35条 団体貸出しを受けた登録団体の代表者は、当該図書館資料の管理について、その責任を負うものとする。

(地域文庫等)

第36条 地域文庫(地域等において読書活動を主たる目的として自主的に運営する団体をいう。)は、図書館に登録することにより団体貸出しの他必要な図書館の支援を受けることができる。

2 地域文庫の代表者は、前項に規定する登録を受けようとするときは、地域文庫登録申請書を館長に提出しなければならない。

3 地域文庫の代表者は、登録事項を変更し、又は登録を解除しようとするときは、地域文庫登録変更(解除)届により館長に届け出なければならない。

4 団体貸出しを受けた地域文庫の代表者は、館長の指示により当該図書館資料の利用等について報告しなければならない。

(寄贈又は遺贈)

第37条 図書館は、図書等の寄贈又は遺贈の申出があった場合は、館長が適当と認めたときに、これを受納することができる。

2 前項の規定により図書等の寄贈又は遺贈を受けたときは、当該図書等に寄贈者又は遺贈者の氏名及び寄贈又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示することができる。

(図書館資料の弁償)

第38条 図書館資料を紛失し、又は毀損し、若しくは甚だしく汚損した場合の条例第16条の適用については、代替品の提供又はその購入代金として教育委員会が相当と認める額による弁償により行うものとする。

(古賀市図書館協議会)

第39条 古賀市図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第40条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会長は、前項の規定による招集をする場合には、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

第4章 歴史資料館

(事業)

第41条 歴史資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、民俗等に関する資料(以下この章において「資料」という。)の収集、整理保管及び専門的調査研究に関すること。
- (2) 資料に関する展示会、講演会及び講習会等を開催し、並びにその開催を支援すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の設置目的を達成するために必要なこと。

(改正(平28教委規則第5号))

(職員)

第42条 歴史資料館に館長その他必要な職員を置くものとする。

(改正(平28教委規則第5号))

(資料の館外貸出し)

第43条 歴史資料館が保管する資料の館外貸出しは、行わないものとする。ただし、教育、学術又は文化に関する機関、団体等から申出があった場合は、この限りでない。

(資料の撮影等の許可)

第44条 歴史資料館に展示され、又は所蔵されている資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

(資料の寄贈若しくは遺贈又は寄託)

第45条 歴史資料館は、資料の寄贈若しくは遺贈又は寄託を受けることができる。

2 前項の規定により寄贈又は遺贈を受けたときは、当該資料に寄贈する者又は遺贈者の氏名及び寄贈又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示することができる。

3 歴史資料館に資料を寄託しようとする者は、資料寄託申請書により教育委員会にその旨を申し出なければならない。

4 前項の申出について教育委員会が適当と認めるときは、これを受納し、寄託資料受領書を当該寄託した者(以下「寄託者」という。)に交付するものとする。

5 前項の場合において、寄託を受けた資料の取扱いは、特別の条件がある場合のほか、他の資料と同様の扱いをするものとする。

(寄託期間)

第46条 前条第1項の規定により寄託することができる

期間は、館長が寄託者と協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認める場合は、当該寄託を受けた資料を返還することができる。

(寄託資料の免責)

第47条 寄託資料が天災その他やむを得ない理由により、毀損又は滅失した場合は、市はその責めを負わないものとする。

第5章 交流館

(事業)

第48条 交流館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の貸出しに関すること。
- (2) 学習の場の提供に関すること。
- (3) 学習機会の提供その他市民の生涯学習活動を支援及び推進すること。

(職員)

第49条 交流館に必要な職員を置くものとする。

第6章 補則

(補則)

第50条 この規則に定めるもののほか、生涯学習センターの管理及び運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(古賀市公民館条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 古賀市公民館条例施行規則(平成9年教育委員会規則第13号)
- (2) 古賀市複合文化施設条例施行規則(平成16年教育委員会規則第1号)
- (3) 古賀市複合文化施設運営協議会設置規則(平成23年教育委員会規則第17号)

以下省略

案内図



図書館要覧

2017(平成29)年10月 発行

〒811-3103 福岡県古賀市中央二丁目13番1号

古賀市立図書館

TEL 092(942)2561

FAX 092(944)0918